

平成28年9月26日  
JWBF 発第 16-41 号

各ブロック連盟会長 各位  
各委員会 委員長 各位  
各専門部 部長 各位

(一社)日本車椅子バスケットボール連盟  
会長 玉川敏彦

#### 女子選手の登録及び国内大会への参加方法について（通知）

前略 標記の件について、女子日本代表がロンドンパラリンピックに続き、リオパラリンピックへの出場権を逃す等、日本と世界との実力差の現状を鑑みると、東京2020パラリンピックに向けた女子選手の強化及び普及は、連盟としての喫緊の重要課題であります。

このようなことから、連盟理事会では、地域における女子選手の練習環境の充実や国内大会での活躍の場の拡大等を図るため、地域のクラブチームへの選手登録及び国内大会における出場方法等について、下記のとおり決定いたしました。

つきましては、各ブロック所属チーム及び大会関係者等に周知していただくとともに、国内大会での早期実施に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

草々

#### 記

##### 1. 登録について

女子選手については、女子チームに登録することを原則とし、所属ブロック内でのクラブチーム（現男子チーム）に登録することができる。

したがって、今後のクラブチーム（女子チーム以外）は、男女混合のクラブチームとなる。

ただし、何らかの理由により、女子チームに登録することなくクラブチームに登録する場合、又は他のブロックのクラブチームに登録する場合は、理由書を理事会に提出し承認を得なくてはならない。

##### 2. 国内大会への参加について

連盟が主催する日本選手権大会の他、国内主要大会及び各地域で開催されるあらゆる大会において女子選手は出場することができる。

ただし、国内における国際大会については、男女別の出場となる。

##### 3. 女子選手の持ち点の優遇措置について

女子選手が大会に出場する場合には、コート上に1人いるときは、5人の持ち点の合計1.4点（上限）に1.5を加算し、コート上に2人いるときは3.0を加算する。

ただし、コート上の女子選手の出場は、2人までとする。

また、全国障がい者スポーツ大会においても同様の取り扱いとなるが、大会実行委員会との調整により実施年度（平成29年度以降）が決定される。

なお、この優遇措置については暫定的なものであり、実施の効果や影響等を検証し、理事会において今後の運用方法等は継続して検討するものとする。

#### 4. 施行期日

平成28年10月1日以降に開催される大会から施行する。

以上